



平成 28 年 9 月 16 日

「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用した取引先の復興支援について

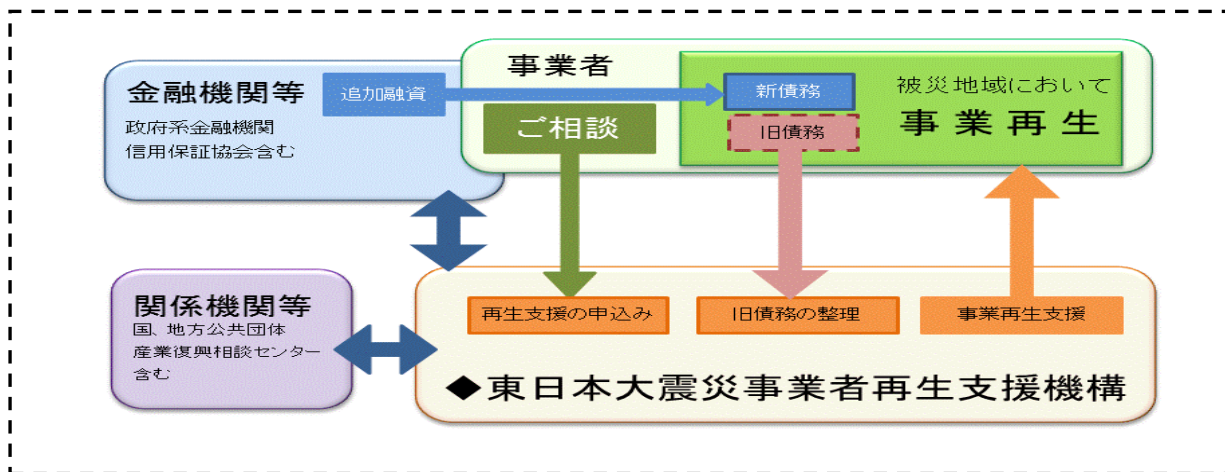
千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 9 月 16 日（金）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」）に対する債権譲渡を実施いたしましたので、お知らせします。

なお、本件は当行が主導して「震災支援機構」を活用し、取引先企業の震災からの復興を支援した第 7 号案件となります。

【本案件の概要およびスキーム】

第 7 号案件の事業者概要	関東、東北、北海道に事業所を有する紙製品製造・印刷業者。 東日本大震災で主力工場が被災したほか、その後の国内消費の減退により、売上が減少した。
支援の概要	千葉県信用保証協会、東京信用保証協会及び他の取引金融機関と連携して「震災支援機構」に対し被災前債権を譲渡した。「震災支援機構」は買い取った当該債権の元金の一部を免除するとともに、残った債権について返済を一定期間猶予し利息を減免する。これにより、東日本大震災以降、業績が低迷し経営に支障が生じている同社の財務内容の改善を図る。

【東日本大震災事業者再生支援機構を活用した復興支援の仕組み】



以上